

# 三宅島の現状 (その93)

平成17年1月1日  
三宅村現地本部 (三宅島)

## 【気象及び火山活動状況】 12月11日から12月25日

今期間の気象状況は、3から5日の周期で低気圧が通過しました。低気圧の通過による降水量は、15日に39.0mm、20日に25mmを観測(測候所：日降水量)しました。24日には寒気が南下した影響で一時雷雨となり、坪田で1時間降水量22mmを記録しました。

火山の活動状況は、12月25日に白色の噴煙が火口上1,500mまで上がっているのが観測されました。また、今期間は三宅島近海を震源とした有感地震はありませんでした。

火山ガス(SO<sub>2</sub>)放出量の観測については、12月21日に東京消防庁の協力によって観測を実施した結果、4,800トン/日を観測しました。

期間中の島内ガス濃度(SO<sub>2</sub>)は、12月13日に三宅村公民館で最大4.5ppmを観測しました(東京都環境局観測)。

## 【村民の受入準備状況】

今回は、村営住宅や学校、保育園、診療所などの状況についてお知らせします。

村営住宅については、新規建設や建替えなどを含め210戸の住宅を整備しています。現在、新規の住宅にあっては建物の外構まで建設が進み、建替えを行う所は旧住宅の解体が終了し、新しい住宅を建設する段階に進んでいます。

学校については、三宅小中学校の災害復旧工事が行われており、こちらでは校舎の補修、脱硫装置設置工事が行われており4月からの児童、生徒の受入に備えております。また保育園、診療所についても、みやげ保育園の災害復旧工事を実施しております。診療所は中央診療所の施設、診療機器復旧整備を行い帰島の日に備えております。

## 【平成16年度滞在型および日帰り帰宅の実績】

### (1) 滞在型帰宅事業の実績 (期間16年4月から12月)

種別	総回数	参加世帯総数	参加者総数	備考
1泊型	22回	666世帯	1179人	
2泊型	14回	441世帯	639人	2泊型は10月から実施
3泊型	16回	627世帯	1040人	3泊型は4月から9月に実施
5泊型	23回	562世帯	921人	
総計	75回	1696世帯	3779人	

### (2) 日帰り帰宅事業の実績 (期間16年4月から12月)

総回数 24回  
参加世帯総数 494世帯  
参加者総数 734人

問合せ先：三宅村現地本部 (三宅島) 04994-5-0218

- A** 現時点で長期的影響の目安におおむね達している観測点
- B** 現時点で長期的影響の目安に達していない観測点
- ..... 現時点で長期的影響の目安に達している観測点であるが、高感受性者が注意を要する月平均時間(分)

伊ヶ谷老人福祉館		
長期	年平均値(ppm)	0.04
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	6.3
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	2,041
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	1,067
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	123
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	0

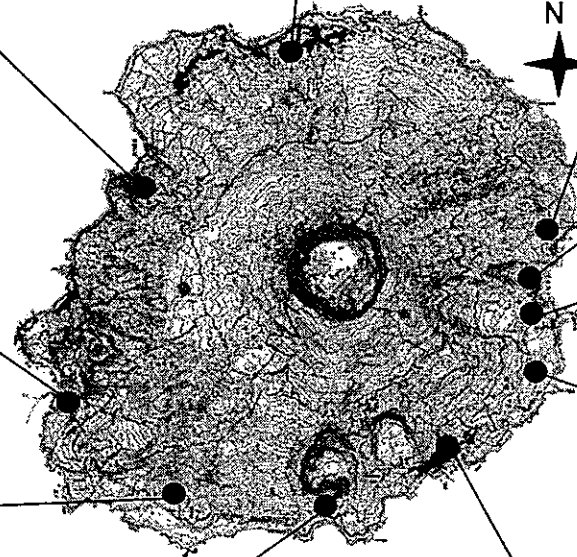
三宅支庁		
長期	年平均値(ppm)	0.01
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	3.2
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	876
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	323
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	8
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	0

逢の浜温泉		
長期	年平均値(ppm)	0.18
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	24.8
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	7,869
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	3,747
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	897
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	20

三池消防器具置場		
長期	年平均値(ppm)	0.32
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	31.3
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	11,713
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	7,777
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	1,739
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	45

阿古港船客待合所		
長期	年平均値(ppm)	0.05
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	8.2
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	2,413
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	1,190
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	177
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	1

三宅村役場		
長期	年平均値(ppm)	0.41
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	27.7
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	10,326
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	8,365
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	3,397
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	173



新湊生コン工場 (薄木生コン工場)		
長期	年平均値(ppm)	0.12
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	13.1
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	4,262
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	2,780
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	593
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	5

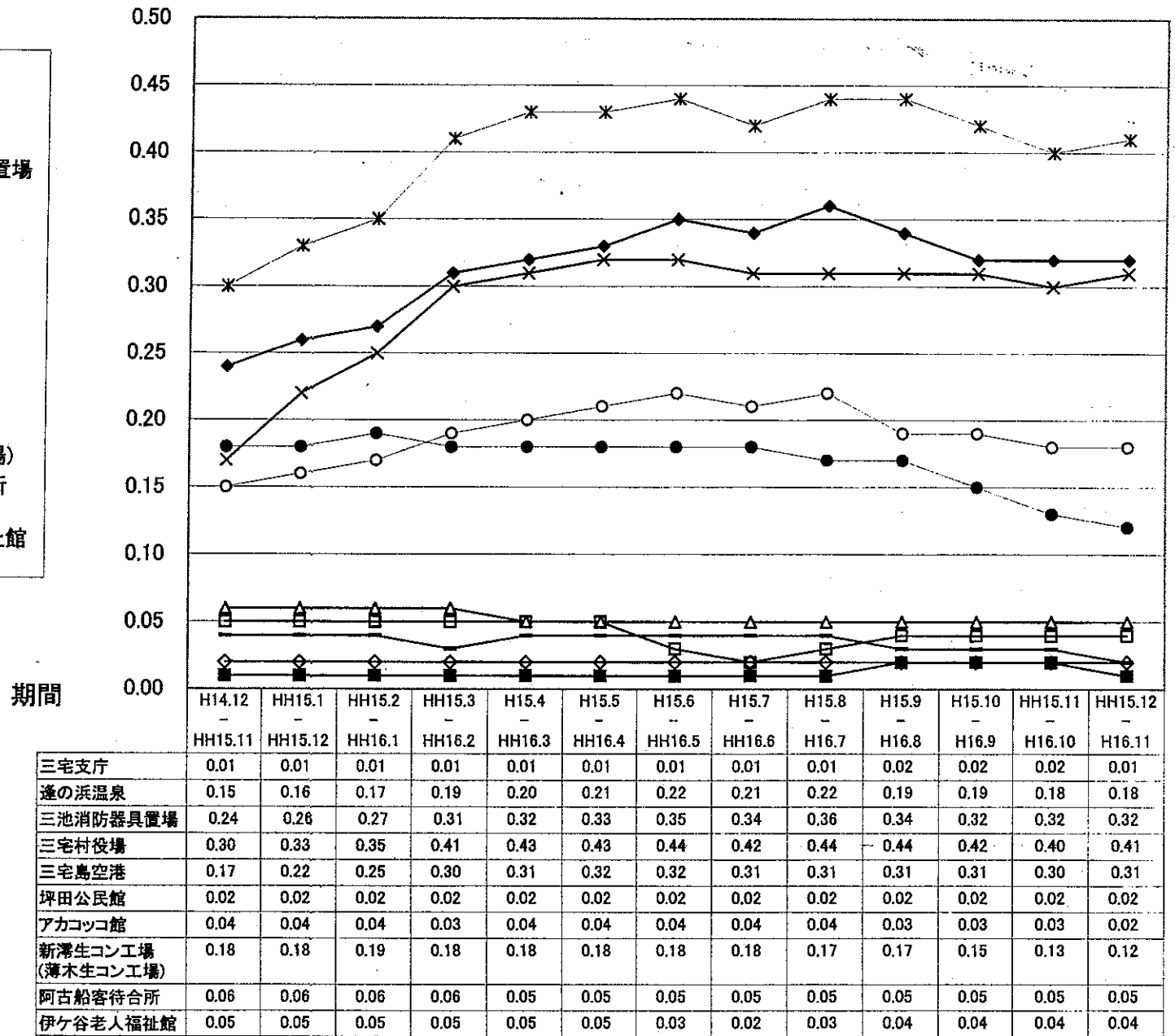
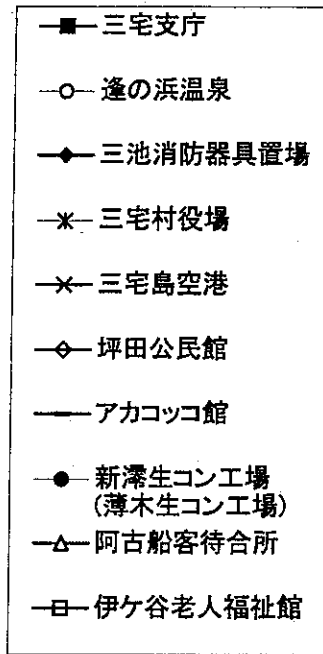
アカッコ館		
長期	年平均値(ppm)	0.02
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	4.3
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	1,166
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	497
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	40
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	0

坪田公民館		
長期	年平均値(ppm)	0.02
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	3.1
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	797
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	370
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	56
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	1

三宅島空港		
長期	年平均値(ppm)	0.31
	1時間値0.1ppm以上の割合(%)	22.6
短期	レベル1(0.2ppm超)月平均時間(分)	8,054
	レベル2(0.6ppm超)月平均時間(分)	6,381
	レベル3(2ppm超)月平均時間(分)	2,749
	レベル4(5ppm超)月平均時間(分)	66

\* データは平成15年12月1日から平成16年11月30日まで。

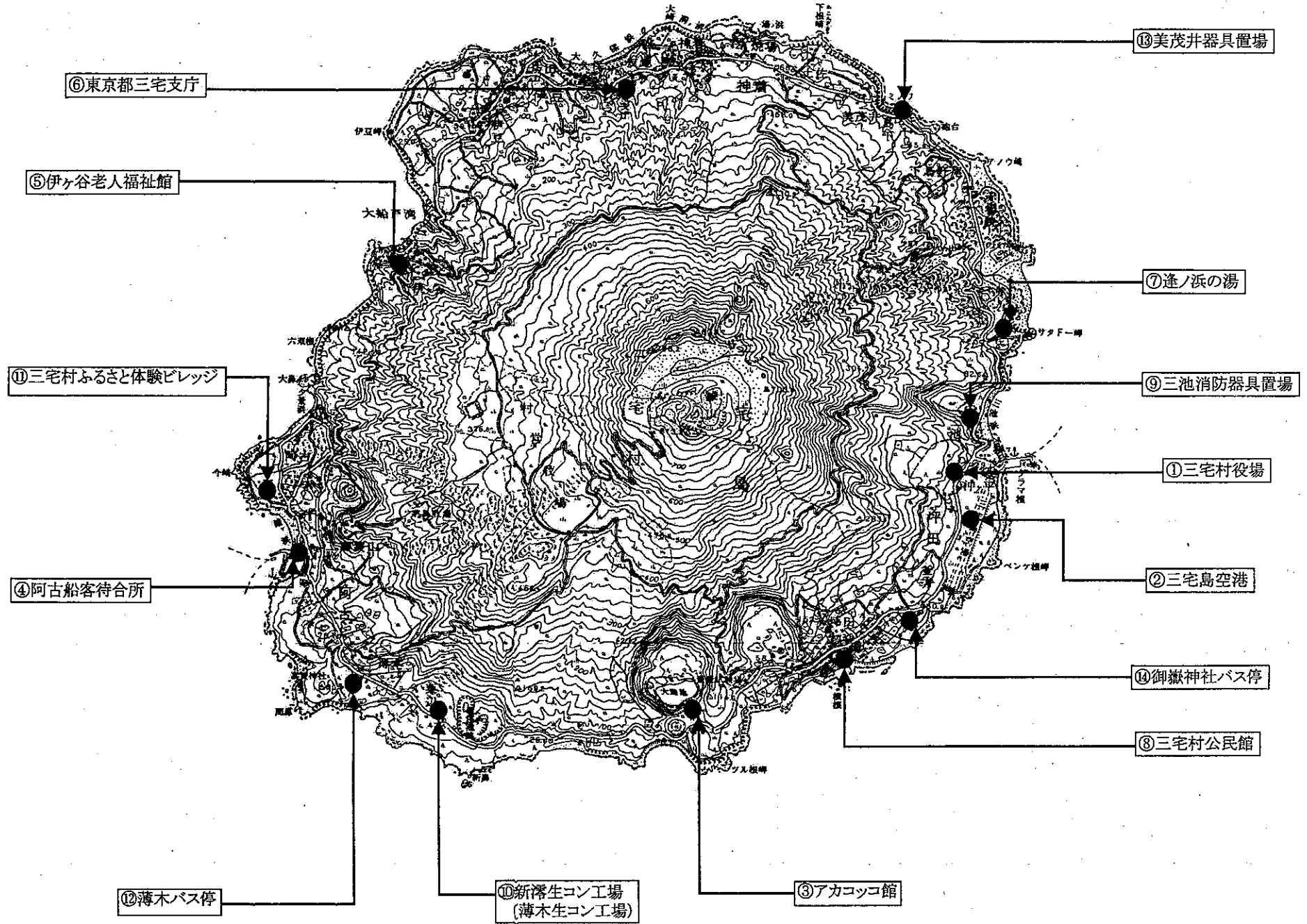
二酸化硫黄濃度の目安に照らした各観測点の状況



## 二酸化硫黄濃度の状況(11月)

測定地点	測定 日数 (時間)	日平均値 >0.04ppm 日数(割合)	時間値 >0.1ppm 時間(割合)	レベル 1 5分値 0.2ppm超 回数(時間)	レベル 2 5分値 0.6ppm超 回数(時間)	レベル 3 5分値 2.0ppm超 回数(時間)	レベル 4 5分値 5.0ppm超 回数(時間)	5分値 最高値 [ppm] (出現日時)
三宅支庁	30 (718)	4 (13.3%)	19 (2.6%)	9 (835分)	6 (385分)	1 (5分)	0 (0分)	2.40 (11/06,0:30)
美茂井器具置場	30 (715)	6 (20.0%)	45 (6.3%)	13 (1895分)	10 (1045分)	3 (120分)	0 (0分)	4.47 (11/01,12:50)
逢の浜温泉	30 (712)	15 (50.0%)	132 (18.5%)	45 (5345分)	21 (1650分)	9 (370分)	0 (0分)	4.30 (11/24,18:40)
三池消防器具置場	30 (713)	18 (60.0%)	244 (34.2%)	23 (12535分)	19 (7930分)	27 (1235分)	3 (35分)	5.76 (11/02,17:15)
三宅村役場	30 (718)	18 (60.0%)	239 (33.3%)	23 (13090分)	19 (10740分)	39 (4175分)	4 (55分)	6.47 (11/29,0:35)
三宅島空港	30 (713)	17 (56.7%)	204 (28.6%)	28 (10640分)	21 (8475分)	30 (3195分)	0 (0分)	4.97 (11/29,10:30)
御嶽神社バス停	30 (715)	12 (40.0%)	72 (10.1%)	27 (3020分)	20 (1485分)	5 (160分)	1 (45分)	6.74 (11/13,06:50)
坪田公民館	30 (714)	9 (30.0%)	48 (6.7%)	24 (1875分)	15 (805分)	3 (40分)	0 (0分)	4.30 (11/13,05:55)
アカコッコ館	30 (714)	6 (20.0%)	41 (5.7%)	18 (1720分)	10 (570分)	1 (5分)	0 (0分)	2.36 (11/19,09:55)
新濤生コン工場 (薄木生コン工場)	29 (702)	9 (31.0%)	102 (14.5%)	26 (4755分)	17 (2930分)	13 (455分)	0 (0分)	4.09 (11/23,02:15)
薄木バス停	30 (713)	10 (33.3%)	84 (11.8%)	35 (3745分)	19 (1760分)	10 (265分)	0 (0分)	3.46 (11/30,23:20)
阿古船客待合所	30 (710)	9 (30.0%)	100 (14.1%)	26 (4595分)	17 (2570分)	10 (530分)	1 (5分)	5.15 (11/13,16:00)
ふるさと体験ビレッジ	30 (718)	8 (26.7%)	78 (10.9%)	18 (3340分)	15 (1675分)	4 (125分)	0 (0分)	3.42 (11/13,12:10)
伊ヶ谷老人福祉館	30 (710)	6 (20.0%)	48 (6.8%)	13 (2740分)	8 (1805分)	5 (265分)	1 (5分)	5.02 (11/01,01:50)

# 三宅島二酸化硫黄測定局設置場所



## 三宅村火山ガスに対する安全確保に 関する条例等骨子の送付について

このたびの定例議会（12月24日）で、「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」が可決されました。このことは、本年7月20日、「帰島に関する基本方針概要」でお知らせしました基本的な考え方を基に、関係機関と協議を行い、専門家会議の意見を聴き、調整を行ったものでございます。私達の帰島に際し、必要不可欠なものでございます。

この条例等は、帰島後生活する上で、村と村民等が守るべき一つのルールですので、今回送付した骨子等を必ずお読みいただくようお願いいたします。

また、村では現在村民向けに「防災のしおり」を作成しています。その内容は、噴火、火山ガス、地震、津波、風水害等の防災関係です。特に火山ガス避難マニュアルは詳細に書かれております。「防災のしおり」は追ってお送りいたします。

問合せ先

三宅村帰島対策課

電話 03-5320-7825

# 三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の骨子

平成16年12月  
三宅村

## 前文

- 三宅村は平成16年7月、「火山ガスとの共生」を基本に、避難指示を解除し、村民の帰島を可能とする方針を決定
- この条例は、村民一人ひとりが、火山ガスの危険性を十分に認識し、安全確保のためのルールを確実に守っていくことについて定めるもの

## 1. 目的

- この条例は、二酸化硫黄の放出が停止するまで間等の時限
- 三宅村及び村民等の責務を明らかにする
- 安全確保のために必要な規制及び措置を定める

## 2. 定義

- 長期的健康影響基準及び短期的健康影響基準、高感受性者、定点観測点等7項目について規定

## 3. 三宅村の責務

- 村民等の安全確保のために必要な規制及び措置を講ずる
- 二酸化硫黄濃度の監視及び観測、緊急情報の伝達、避難体制を整備
- 安全確保のためのマニュアル等を作成し、村民等に周知。訓練を実施
- 村民とのリスクコミュニケーションの促進
- 二酸化硫黄に関する知識の普及及び啓発

## 4. 村民等の責務

- この条例の規定を遵守
- 三宅村が行う安全確保のための対策に協力し、マニュアル等に沿った適切な行動

## 5. 規制区域の設定

- 二酸化硫黄濃度が長期的健康影響基準を達成していないと認められる地域について、規制区域を設定し、居住及び立入りを制限
  - (1) 立入禁止区域 火山活動の監視、観測、学術研究等のため、村長の許可を得た者以外の者は、立ち入ることができない。
  - (2) 危険区域 火山活動の監視、観測及び学術研究、災害復旧等に従事する者であって、村長の許可を得たもの以外の者は、立ち入ることができない。
  - (3) 高濃度地区 居住することができないとともに、例外規定で定める者以外の者は、立ち入ることができない。
- (1) から (3) に掲げる区域の範囲については、規則の定めるところにより、村長が設定する。この場合において、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
- 区域の範囲を設定した場合は、公示するとともに、区域を明示するための標識等を設置
- 必要があると認めるときは、専門家会議の意見を聴いて区域を変更

## 6. 村長の指示等

- 村長は、次の者に規制区域から退去させる等の必要な指示をすることができる
  - (1) 村長の許可を得ることなく立入禁止区域及び危険区域に立ち入った者及び高濃度地区に居住した者。
  - (2) 次に掲げる場合を除き、高濃度地区に立ち入った者
    - ア 特別の手続きを要しない場合
      - 船舶への乗船及び船舶からの下船、緊急な場合のヘリコプターへの乗降、郵便物及び宅配便の配送、自動車等に乗車しての三宅島の区域内の移動等村民等が三宅島に入島し、及び離島する行為等並びにこれに付随する行為のうち必要かつ不可欠なもの並びに村民が生活する上で欠くことのできない行為にあっては、当該行為を行うのに必要最小限の時間内で行う者
    - イ 届出が必要な場合
      - 村民等が行う農地及び樹木の管理、住宅の保全及び修繕等の行為（ウに掲げるものを除く。）を1日当たり4時間以下で必要最小限の時間内で行う場合であって、規則の定めるところにより村長に届出た者
    - ウ 許可が必要な場合（特別の安全対策をとることが許可の条件）
      - 気象庁等が行う火山活動の監視、観測及び学術研究、村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達、災害復旧及び災害復興に係る工事、都道、村道等の維持管理、農業協同組合等が組織的に行う農地及び樹木の管理、漁業協同組合等が組織的に行う潜水漁業及び漁獲漁業の操業、職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕等の行為を行う場合
- 例外的に立入禁止区域、危険区域、高濃度地区に立ち入ることができる場合について、村長は、必要な限度において、ガスマスクの装着その他必要な行為を義務付けることができる

## 7. 注意報及び警報の発令

- 村長は、二酸化硫黄濃度の段階に応じた注意報及び警報を発令

## 8. 専門家会議の設置

- 必要な事項を調査、検討するとともに、村長に意見を述べるため、三宅村安全確保対策専門家会議を設置

## 9. 過料

- 正当な理由なく村長の指示に従わない者は、5万円以下の過料に処することができる。

## 10. 施行

- この条例は、避難指示解除の村長の公示があった時から施行する。

# 三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則（案）の骨子

平成16年12月  
三宅村

## 健康影響基準（第2条関係）

### 「長期的健康影響基準」

過去一年間の二酸化硫黄濃度の年間平均値がおおむね0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppmを超える回数が年間10パーセント以下であるものをいう。

### 「短期的健康影響基準」

レベル	濃度	健康影響
レベル 1	0.2ppm以上 0.6ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者が、二酸化硫黄を吸入すると、健康へ影響を与えるおそれがある。 日頃から自覚症状がないかを確認し、発作などを未然に防ぐため注意が必要である。
レベル 2	0.6ppm以上 2.0ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者は、健康又は生命に重大な影響を及ぼすおそれがある。 二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。
レベル 3	2.0ppm以上 5.0ppm未満	健康な者が、せきをしたり、目に違和感が生じたりするおそれがある。 健康な者に対して注意を呼びかけることが必要である。
レベル 4	5.0ppm以上	健康な者に重大な影響を及ぼすおそれがある。 二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。

## 規制区域の範囲（第4条関係）

### 立入禁止区域

火口及び火口の縁から海側方向におおむね100メートルまでの範囲

### 危険区域

立入禁止区域の外側から環状林道（はちまき林道）までの範囲

### 高濃度地区

危険区域の海側で、長期的健康影響基準を達成していない地域で、二酸化硫黄濃度の測定値、地形、植生等を総合的に判断した区域

\* 区域を設定するときは、議会の議決を経た上で、公示する

## 注意報及び警報の発令（第11条関係）

発令

二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令基準に達したときには直ちに、発令する。

解除

二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令する段階以下になり、かつ継続して1時間を経過した時点で解除する。なお、レベル3とレベル4及びレベル1とレベル2とを、それぞれ一括で解除する。

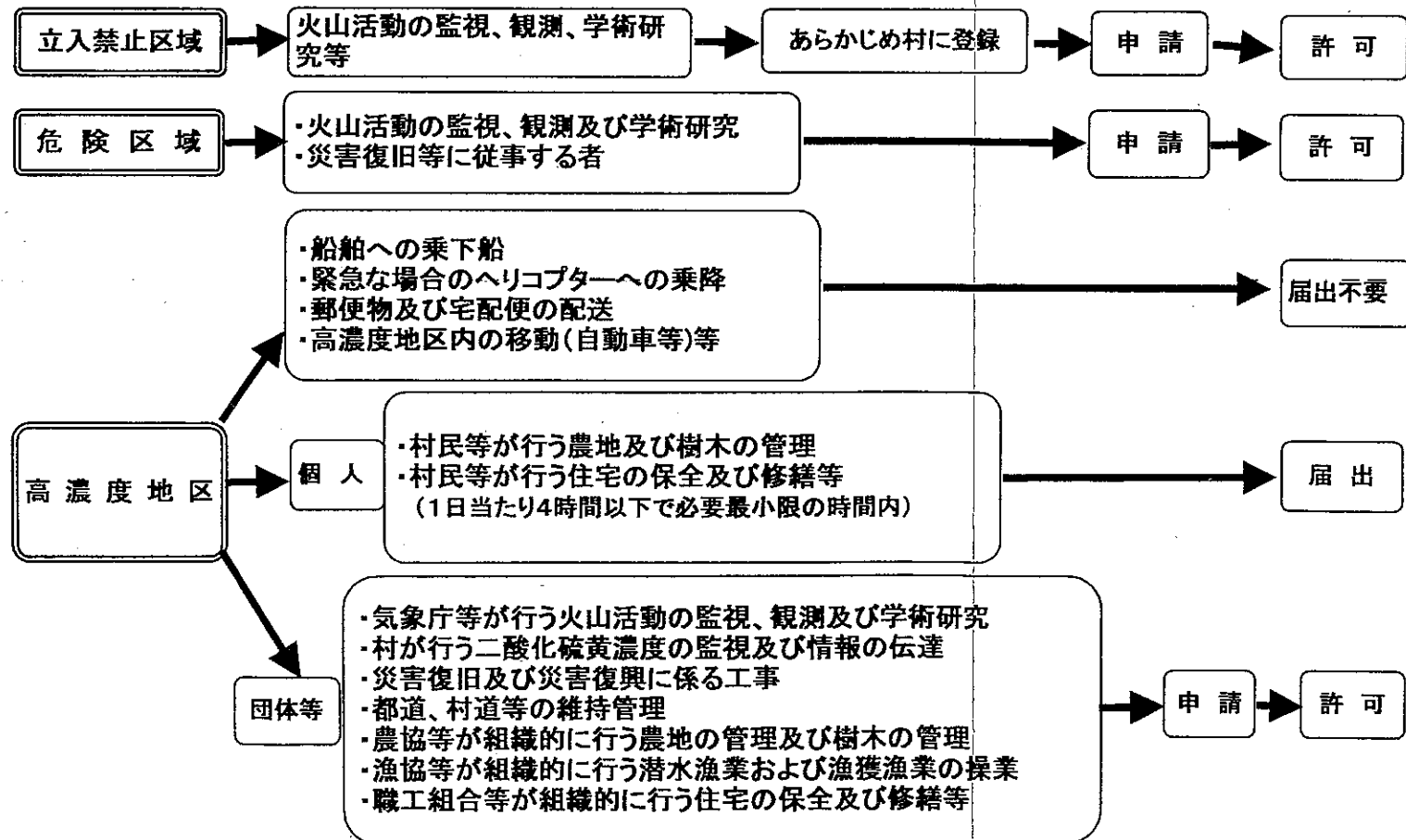
### 発令基準

段階	注意報及び警報の種類
レベル 1	高感受性者注意報
レベル 2	高感受性者警報
レベル 3	注意報・高感受性者警報
レベル 4	警報

## 定点観測点及び発令地区（第3条関係）

定点観測点名	発令地区
逢ノ浜温泉	坪田高濃度地区
三池消防器具置場	
三宅村役場	
三宅島空港	坪田地区
御嶽神社バス停	
三宅村公民館	立根地区
アカコッコ館	
新湊生コン工場	阿古高濃度地区
薄木バス停	
阿古船客待合所	阿古地区
三宅村ふるさと体験ビレッジ	
伊ヶ谷老人福祉館	伊ヶ谷地区
東京都三宅支庁	
美茂井器具置場	伊豆・神着地区 美茂井・島下地区

## 規制区域への立入り許可等（第5条関係）





別表1 (第8条関係)

高濃度地区において村民等が二酸化硫黄からの安全を確保するために必要な行為

区 分	必 要 な 行 為
<p>条例第6条第1項第2号ア に該当する者</p>	<p>注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。</p>
<p>条例第6条第1項第2号イ に該当する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸別受信機を携帯すること。</li> <li>2 注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。</li> </ol>
<p>条例第6条第1項第2号ウ に該当する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 二酸化硫黄に対する安全対策に関する知識を有する者を現場に配置すること。</li> <li>2 避難誘導を確実に実施する体制を構築すること。</li> <li>3 複数で行動することを徹底すること。</li> <li>4 ガス検知器を携行し、その測定値によっては直ちに必要な行動をとること。</li> <li>5 携帯受信機を配備すること。</li> <li>6 注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。</li> </ol>

備 考

この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。

別表第2 (第11条関係)

二酸化硫黄濃度の段階に応じた行動基準

二酸化硫黄濃度の段階	高感受性者		要 援 護 者		一 般	
	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合
レベル1	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。 3 脱硫装置が機能する場所に入る。 4 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 屋外での運動はできる限り避ける。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。		
レベル2	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 脱硫装置が機能する場所に入る。 2 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 屋外での運動はできる限り避ける。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	屋外での激しい運動は避ける。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。
レベル3	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 脱硫装置が機能する場所に入る。 2 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。
レベル4	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。

備 考

- 1 この表において、要援護者とは、単独では迅速な行動が困難で、避難に当たって援護を必要とする者をいう。
- 2 この表において、屋外とは住宅等の建造物の外部をいい、室内とは住宅等の建造物の内部をいう。
- 3 この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。

## 三宅村営住宅の募集について

三宅村村営住宅入居者を下記のとおり募集いたします。

### 記

#### 1. 募集する住宅

・別表参照

#### 2. 入居資格

1) 政令で定める基準の収入のある者とする。

・一般世帯(50歳以下)	月 額	200,000円以下
・高齢者(50歳以上)障害者等の世帯	月 額	268,000円以下

2) 三宅村に住所又は勤務先を有していること。

3) 現に、住宅に困窮していることが明らかであること。

#### 3. 申込みの方法

1) 所定の「村営住宅使用申請書」を記入の上、つぎの必要書類を添えて地域整備課へ提出して下さい。

●申込者及び同居しようとする親族(婚約者も含む)全員が記載されている住民票  
(本籍地・続柄記載のもの)

●入居しようとする年の前年度所得証明書(入居者全員の市町村発行のもの)または、源泉徴収票

2) 婚約中の方は「婚約証明書」を添付すること。

3) 郵送での申し込みも受け付けます。但し、住民票の郵送は出来ません。

#### 4. 申請書の配付場所(郵送可能)

・広報みやげ1月号折込み

・三宅村新宿総合事務所29階(平成17年1月4日～1月14日まで)

・三宅村立川事務所(平成17年1月4日～1月14日まで)

・東京事務所(平成17年1月4日～1月31日まで)

・三宅村役場阿古中学校(平成17年1月17日～1月31日まで)

#### 5. 申込み場所(郵送可能) ※事務所移転に付、下記日程となります。

(平成17年1月4日～1月14日)

・三宅村新宿総合事務所(東京都新宿西新宿2-8-1東京都庁内29階)

電話 03-5320-7844(内線45-681・45-682)

・三宅村立川事務所(東京都立川市緑町3233-2東京都立川地域防災センター内)

電話 042-529-1051

(平成17年1月4日～1月31日)

・三宅村東京事務所(東京都港区海岸1-13-17東京都公文書館内)

電話 03-3435-7141

(平成17年1月17日～1月31日)

・三宅村役場(東京都三宅島三宅村阿古497)

電話 04994-5-0218

#### 6. 申込み期間

・平成17年1月4日～1月31日まで

(郵送の場合は、平成17年1月31日当日消印有効)

#### 7. 入居者の決定及び決定日

・三宅村営住宅使用条例に規定する選考方法による。

・平成17年2月15日に決定する。

#### お問い合わせ先

・平成17年1月14日までは

→新宿総合事務所地域整備課 電話 03-5320-7844

・平成17年1月17日からは

→東京事務所 電話 03-3435-7141

→三宅村役場地域整備課 電話 04994-5-0218

## 募集予定団地一欄表(募集戸数は確定した数ではありません。)

### 新築村営住宅

団地名	場所	戸数	規格	概ねの家賃(月額使用料)	入居予定時期
神着団地	三宅村神着195	6	2DK・耐火構造2階建	20,900円~	平成17年3月
焼場団地	三宅村神着276	4	1DK・耐火構造2階建	13,500円~	平成17年4月
阿古団地	三宅村阿古810-1	10	2DK・耐火構造2階建	20,900円~	平成17年3月
"	"	4	1DK・耐火構造2階建	13,500円~	平成17年3月
坪田団地	三宅村坪田5379	6	3DK・耐火構造2階建	24,500円~	平成17年4月
"	"	8	1DK・耐火構造2階建	13,500円~	平成17年4月
計		38			

### 建替村営住宅(建替増と空室)

団地名	場所	戸数	規格	概ねの家賃(月額使用料)	入居予定時期
湯舟団地	三宅村神着935-3	1~7	3DK・耐火構造2階建	25,300円~	平成17年5月
焼場第2団地	三宅村神着1859	1~3	2DK・耐火構造2階建	18,900円~	平成17年5月
坊田第2団地	三宅村伊豆989	1~7	2DK・耐火構造2階建	20,900円~	平成17年4月
坊田第3団地	三宅村伊豆506-2	1~3	3DK・耐火構造2階建	25,300円~	平成17年4月
長沢第2団地	三宅村伊谷465	1~5	3DK・耐火構造2階建	25,300円~	平成17年5月
二島第1団地	三宅村阿古2124	1~6	2DK・耐火構造2階建	18,900円~	平成17年4月
二島第2団地	三宅村阿古568-2	1~4	3DK・耐火構造2階建	24,500円~	平成17年5月
"	"	1~3	2DK・耐火構造2階建	18,900円~	平成17年5月
矢玉団地	三宅村坪田5163	1~6	2DK・耐火構造2階建	18,900円~	平成17年4月
清水ヶ原第3団地	三宅村坪田3028	1~	2DK・耐火構造2階建	18,900円~	平成17年3月
計		未定			

### 既存改修村営住宅(空室)

団地名	場所	戸数	規格	概ねの家賃(月額使用料)	入居予定時期
坊田第4団地	三宅村伊豆466	1~	3DK、簡易耐火2階建	26,400円~	平成17年3月
下錆第1団地	三宅村阿古709-2	1~3	3DK、簡易耐火2階建	15,600円~	平成17年4月
下錆第2団地	三宅村阿古709-5	1~2	3DK、簡易耐火2階建	15,400円~	平成17年4月
下錆第5団地	三宅村阿古718-1	1~2	3DK、簡易耐火2階建	25,500円~	平成17年3月
岡堀団地 1号	三宅村阿古2207-2	1~2	2K、簡易耐火平屋建	9,600円~	平成17年4月
" 2号	"	1~2	3DK、簡易耐火2階建	15,100円~	平成17年4月
釜根第1団地 1号	三宅村阿古700-3	1~2	2K、簡易耐火平屋建	9,600円~	平成17年4月
" 2号	"	1~3	3DK、簡易耐火2階建	15,100円~	平成17年4月
釜根第2団地	三宅村阿古729	1~	2LDK、簡易耐火2階建	21,300円~	平成17年3月
矢玉団地	三宅村坪田5163	1~	2K、簡易耐火平屋建	7,300円~	平成17年4月
清水ヶ原団地第4	三宅村坪田3028	1~	3DK、簡易耐火2階建	19,700円~	平成17年3月
清水ヶ原団地第5	三宅村坪田3017-2	1~2	3DK、簡易耐火2階建	24,400円~	平成17年3月
大永井団地	三宅村坪田2934-2	1~	3DK、簡易耐火2階建	19,000円~	平成17年3月
計		未定			

### 【ご注意】

- ・家賃は、所得によって決まるため最低の金額を表しています。
- ・建替と既存の住宅は、空き室予定の戸数を表しています。
- ・建替団地と既存改修団地の募集戸数は現在確定していません。
- ・必ずしも希望団地に入れるかどうかお約束出来ません。
- ・既存改修団地は風呂釜、浴槽が無い団地もあります。(入居者設置となります)

# 村 営 住 宅 使 用 申 請 書

東京都三宅村長 殿

平成 年 月 日

避難先住所

氏 名

㊦

※抽選  
番号  
(記述不要)

希望住宅名

第一希望

第二希望

第三希望

世帯構成人員	続柄	氏名	年齢	職業	年収	勤務先
	名義人					
妻・夫						

世帯の年収	年間所得額 ( 円) - (380,000円 × 扶養親族数 人) =	世帯の年収	世帯の月収 円 ÷ 12ヶ月 =
-------	--	-------	---------------------

申込者の職業 (又は就業見込)	(イ) 職業名	(ロ) 勤続年数	年
	(ハ) 勤務地又は職業先		

勤務先の証明	上記の申請者は、当所に勤続し記載事項に相違ないことを証明する 平成 年 月 日
--------	--

住宅困窮の実情 (詳細に)	
------------------	--

※備 考 (記述不要)	
----------------	--

● 平成 16 年度 上半期の状況

(単位:千円)

区 分	歳 入					歳 出				
	予 算 額			収入済額	執行率 (%)	予 算 額			支出済額	執行率 (%)
	当初予算額	補正予算額	計			当初予算額	補正予算額	補正予算額		
一 般 会 計	4,061,254	4,275,983	8,337,237	3,363,201	40.3	4,061,254	4,275,983	8,337,237	2,477,720	29.7
特 別 会 計	1,408,080	199,688	1,586,065	749,883	47.3	1,408,080	199,688	1,586,065	534,677	33.7
国民健康保険 (事業勘定)	501,307	0	501,307	339,128	67.6	501,307	0	501,307	243,536	48.6
国民健康保険 (直営診療施設勘定)	57,007	108,190	165,197	20,595	12.5	57,007	108,190	165,197	19,508	11.8
介護保険 (保険事業勘定)	368,974	21,703	390,677	269,168	68.9	368,974	21,703	390,677	174,902	44.8
介護保険 (介護サービス事業勘定)	7,469	0	7,469	5,052	67.6	7,469	0	7,469	3,320	44.5
簡易水道	216,708	69,795	286,503	88,324	30.8	216,708	69,795	286,503	38,271	13.4
老人保健医療	625,589	0	625,589	296,784	47.4	625,589	0	625,589	230,042	36.8
公営企業会計	141,641	5,641	147,282	41,323	28.1	141,641	5,641	147,282	48,365	32.8
旅客自動車運送事業	76,598	0	76,598	19,206	25.1	76,598	0	76,598	26,823	35.0
建材事業	65,043	5,641	70,684	22,117	31.3	65,043	5,641	70,684	21,542	30.5
合 計	5,610,975	4,481,312	10,070,584	4,154,407	41.3	5,610,975	4,481,312	10,070,584	3,060,762	30.4

● 補正予算額の内容

◎ 一般会計

第1号補正(5月)	53,836	千円
第2号補正(6月)	139,680	千円
第3号補正(7月)	767,364	千円
第4号補正(8月)	511,426	千円
第5号補正(9月)	2,266,203	千円
第6号補正(9月)	537,474	千円
計	4,275,983	千円の追加をいたしました。

○ 主な内容は、三宅小・中学校災害復旧、埴島前健康診断、新規村営住宅建設、既設村営住宅災害復旧、堆積土砂排除事業、二酸化硫黄濃度表示回転灯システム構築、二酸化硫黄濃度自動発報システム構築、特別会計への繰入金等です。  
○ 財源は、地方交付税、国庫支出金、都支出金、基金繰入金、地方債を充当いたしました。

◎ 国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計

第1号補正(7月)	99,954	千円
第2号補正(9月)	8,236	千円
計	108,190	千円の追加をいたしました。

○ 内容は、診療所施設の災害復旧事業、医療機器の購入です。  
○ 財源は、一般会計繰入金を充当いたしました。

◎ 介護保険(保険事業勘定)特別会計

第1号補正(9月)	21,703	千円の追加をいたしました。
-----------	--------	---------------

○ 内容は、介護保険給付費の増です。  
○ 財源は、国庫支出金、都支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を充当いたしました。

◎ 簡易水道特別会計

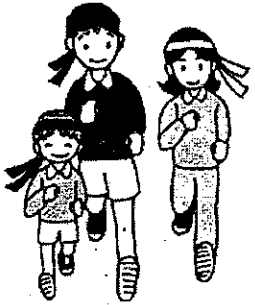
第1号補正(6月)	70,632	千円
第2号補正(9月)	△ 837	千円(予算組替)
計	69,795	千円の追加をいたしました。

○ 内容は、島内水道施設に係る委託費、工事請負費及び災害復旧事業です。  
○ 財源は、事業収入、一般会計繰入金及び諸収入を充当いたしました。

◎ 建材事業会計

第1号補正(6月)	5,641	千円の追加をいたしました。
-----------	-------	---------------

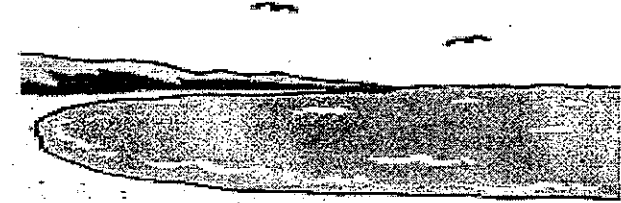
○ 内容は、人件費の増です。  
○ 財源は、事業収益を充当いたしました。



# 三宅村財政のあらまし

平成 16 年 12 月 発行

「村の家計簿」は現在どんな状況になっているのでしょうか？  
三宅村では年に2回、住民の皆様へ財政状況の公表を行っています。  
今回は、平成15年度の各会計の決算と平成16年度上半期(平成16年4月1日  
から9月30日まで)の予算執行の概要をお知らせいたします。



● 平成 15 年度 各会計決算の概要

区 分	歳 入				歳 出			
	決算額 (千円)	構成比 (%)	村民一人 当たり(円)	一世帯 当たり(円)	決算額 (千円)	構成比 (%)	村民一人 当たり(円)	一世帯 当たり(円)
一 般 会 計	3,716,963	57.2	1,156,491	2,265,060	3,621,386	58.0	1,126,754	2,206,817
特 別 会 計	2,619,722	40.3	815,097	1,596,418	2,487,610	39.8	773,992	1,515,911
国民健康保険 (事業勘定)	587,487	9.0	182,790	358,005	569,790	9.1	177,284	347,221
国民健康保険 (直営診療施設勘定)	53,886	0.8	16,766	32,837	53,291	0.9	16,581	32,475
介護保険 (保険事業勘定)	507,789	7.8	157,993	309,439	460,343	7.4	143,231	280,526
介護保険 (介護サービス事業勘定)	7,002	0.1	2,179	4,267	6,989	0.1	2,175	4,259
簡易水道	845,966	13.0	263,213	515,519	796,542	12.8	247,835	485,400
老人保健医療	617,592	9.5	192,157	376,351	600,655	9.6	186,887	366,030
公営企業会計	166,374	2.6	51,765	101,386	134,429	2.2	41,826	81,919
農業共済事業	6,180	0.1	1,923	3,766	6,180	0.1	1,923	3,766
旅客自動車運送事業	57,879	0.9	18,008	35,271	65,485	1.0	20,375	39,906
建材事業	102,315	1.6	31,834	62,349	62,764	1.0	19,528	38,247
合 計	6,503,059	100.0	2,023,354	3,962,863	6,243,425	100.0	1,942,572	3,804,647

※ 人口(3,214人)、世帯(1,641世帯)は、平成16年10月1日現在の住民基本台帳を用いました。

※ 「三宅村財政のあらまし」は、「地方自治法第243条の3第1項」及び「三宅村財政状況の公表に関する条例」の規定により発行しています。ご質問等がありましたら、下記までご照会下さい。

## ● 平成 15 年度 一般会計決算の概要

一般会計予算は、三宅村の全ての予算の約6割を占めています。主な事務事業はこの会計で行われています。

平成15年度の歳入歳出決算の内容は次の通りです。

### ◎ 歳 入

科 目	決算額(千円)	構成比(%)	村民一人当たり(円)	一世帯当たり(円)
村 税	163,794	4.4	50,963	99,814
地方譲与税	25,162	0.7	7,829	15,333
利子割交付金	3,277	0.1	1,020	1,997
地方消費税交付金	41,564	1.1	12,932	25,328
自動車取得税交付金	30,713	0.8	9,556	18,716
地方特例交付金	8,576	0.2	2,668	5,226
地方交付税	1,610,682	43.3	501,146	981,525
交通安全対策特別交付金	1,857	0.0	578	1,132
分担金及び負担金	3,833	0.1	1,193	2,336
使用料及び手数料	4,143	0.1	1,289	2,525
国庫支出金	135,714	3.7	42,226	82,702
都 支 出 金	1,287,185	34.6	400,493	784,391
財 産 収 入	65,794	1.8	20,471	40,094
寄 附 金	0	0.0	0	0
繰 入 金	50,933	1.4	15,847	31,038
繰 越 金	40,157	1.1	12,494	24,471
諸 収 入	30,579	0.8	9,514	18,634
村 債	213,000	5.7	66,273	129,799
計	3,716,963	100.0	1,156,491	2,265,060

### ◎ 歳 出 ( 目 的 別 )

科 目	決算額(千円)	構成比(%)	村民一人当たり(円)	一世帯当たり(円)
議 会 費	53,176	1.5	16,545	32,405
総 務 費	1,234,071	34.1	383,967	752,024
民 生 費	679,796	18.8	211,511	414,257
衛 生 費	360,601	10.0	112,197	219,745
労 働 費	0	0.0	0	0
農 林 水 産 業 費	230,812	6.4	71,815	140,653
商 工 費	51,811	1.4	16,120	31,573
土 木 費	133,732	3.7	41,609	81,494
消 防 費	123,460	3.4	38,413	75,235
教 育 費	125,140	3.5	38,936	76,258
災 害 復 旧 費	123,649	3.4	38,472	75,350
公 債 費	470,052	13.0	146,251	286,442
諸 支 出 金	35,086	1.0	10,917	21,381
計	3,621,386	100.0	1,126,754	2,206,817

### ◎ 歳 出 ( 性 質 別 )

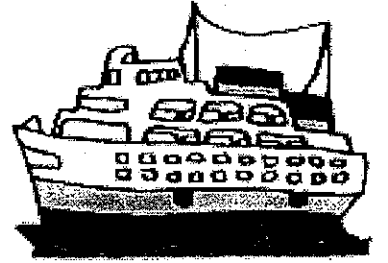
科 目	決算額(千円)	構成比(%)	村民一人当たり(円)	一世帯当たり(円)
人 件 費	722,231	19.9	224,714	440,116
物 件 費	958,932	26.5	298,361	584,358
維 持 補 修 費	1,806	0.0	500	979
扶 助 費	98,816	2.7	30,745	60,217
補 助 費 等	276,939	7.6	86,166	168,762
積 立 金	315,252	8.7	98,087	192,110
投資出資及び貸付金	2,100	0.1	653	1,280
繰 出 金	437,647	12.1	136,169	266,695
公 債 費	470,052	13.0	146,251	286,442
普 通 建 設 事 業 費	215,636	6.0	67,093	131,405
災 害 復 旧 事 業 費	122,175	3.4	38,013	74,452
計	3,621,386	100.0	1,126,754	2,206,817

## ● 平成15年度に実施した主な普通建設事業

(単位:千円)

目 的 別	事 業 名	事 業 費
総 務 費	防 災 行 政 無 線 子 局 更 新	79,800
	二 酸 化 硫 黄 濃 度 常 時 観 測 機 器 整 備	29,580
農 林 水 産 業 費	三 宅 島 産 業 関 係 施 設 復 旧 事 業 用 地 等 取 得 事 業	18,031
土 木 費	村 道 岡 庭 線 改 修 工 事	15,448
	交 通 安 全 施 設 整 備	12,894
	村 営 住 宅 建 設	34,980
消 防 費	消 防 ポ ン プ 自 動 車 整 備	14,070

※ 事業費が、10,000千円以上のものを記載した。



## ● 平成 15 年度末の地方債の状況

(単位:千円)

区 分	平成14年度末 現在高	平成15年度中増減額		平成15年度末 現在高
		発行額	償還額	
土 木 債	100,437		11,721	88,716
農 林 水 産 業 債	146,155		7,775	138,380
義 務 教 育 債	127,348		11,875	115,473
社 会 教 育 債	0			0
公 営 住 宅 債	231,114	8,400	26,030	213,484
衛 生 債	825,190		64,769	760,421
民 生 債	207,553	2,000	67,883	141,670
商 工 債	204,241		17,331	186,910
総 務 債	334,173		25,929	308,244
消 防 債	661,700			661,700
災 害 援 護 債	0			0
過 疎 債	643,813	6,500	144,298	506,015
財 源 対 策 債	1,838		740	1,098
臨 時 財 政 特 例 債	36,567		3,520	33,047
調 整 債	949		846	103
減 税 補 て ん 債	124,474	2,900	6,795	120,579
減 収 補 て ん 債	2,613		1,275	1,338
臨 時 税 収 補 て ん 債	25,715		1,486	24,229
臨 時 財 政 対 策 債	158,300	193,200	0	351,500
災 害 復 旧 債	24,181		3,020	21,161
計	3,856,361	213,000	395,293	3,674,068





あなたの記憶の現状は？

次の十項目の内あなたははいくつ当てはまりますか？

- 1 これはG県O町の、物忘れ検診票から抜粋したものです。
- 2 最近家族から物忘れと言われたことがある。
- 3 物の名前や人の名前を思い出せないことがある。
- 4 今日が何月何日なのか、わからぬ時がある。
- 5 朝食の内容が思い出せないことがある。
- 6 計算間違いが多い。または勘定を間違える。
- 7 元気がない。または仕事をやる気がない。
- 8 夜眠れないことが多い。
- 9 野菜の名前を10個以上言えない。
- 10 現在の総理大臣の名前を知らない。

まりましたか？  
厳しい判定ですが、2個以上思い当たる人はより精密な検査を受けるのをおすすめします。

記憶への心構え

記憶力維持のために高齢者の計算ドリルや国語ドリルが書店に出回っています。

もう、年々たからと決めつける前に、少しずつでも毎日、時間を測って繰り返しやってみましょう。

仲間を誘ったり、家庭内で競争すると長続きするかもしれません。

家族の心構え

「痴呆かしらっ」と気付いたときには、進行していることが多いと言われています。

早めに物忘れ外来などに受診するよう勧めましょう。  
行きたがらない時は「健康診断ですよ。」と言って連れ出しましょう。

受診の際には、事前に医師に事情を伝えておきます。

無視できない虫の話

「お米につく虫」の巻

第3話

ゆう太くん：博士！今年の  
新米、田舎から送ってきたの  
でおすす分けです。

博士：おめでとうこの季節に新  
米を食べられるとはいあわ  
せを感じるの。

ゆう太くん：そういえば博士。  
この新米をいたたく前だっ  
たんですが、米袋の中に黄色  
いイモ虫が居たんですよ。気  
持ち悪かった。

博士：ホウ。それはノシメダ  
ラメイガかもしれないな。  
ゆう太くん：何ですかそれ？  
すごく長い名前ですね。

博士：他にもお米につく虫と  
いえばコクソウムシなどが  
いるね。

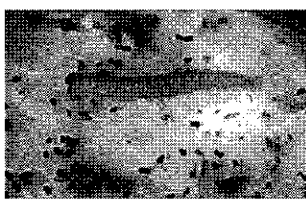
◆ノシメダラメイガ

成虫は羽を開いたときの  
大きさが15mmほどの蛾で、室  
内を飛び回るのが良く見ら  
れます。成虫は餌をとらず

食品に被害を与えることは  
ありません。幼虫は細長い淡  
黄色のイモ虫状で、十分に成  
長すると10mm前後になり、代  
表的な食品害虫です。

穀物・乾麺・菓子・ナッツ・チ  
ョコレート・七味唐辛子・小鳥  
の餌などに被害を与えます。  
餌のクズが糸で綴られたよ  
うになるのが特徴です。

発生したら発生源を確か  
め、幼虫のついた食品を処分  
します。



◆コクソウムシ

お米につく虫として昔  
から有名です。成虫は3mm  
前後の黒褐色の甲虫で、家

鼻のような長い口をしてい  
ます。幼虫は白いウジ状で穀  
粒の内部で成長します。ど  
ちらも米や麦に被害を与え  
ます。

保管するときは容器を密  
閉し、なるべく低温に保ちま  
す。被害を受けた米などは、  
よく日に干します。



博士：とにかく、食品を保管  
する時は容器を密閉してお  
くことが大切じゃ。そして長  
期保管は避け、早く食べてし  
まうことじゃ。まあこの新米  
も早々に食べるといいが。

ゆう太くん：じゃあ僕も一緒  
にすすかろうかな。

博士：家にたくさん送ってき  
たんじゃなかったのかね？

ゆう太くん：もうお腹が減って  
家まで持ちません…

# 保健所だより

東京都島しょ保健所三宅出張所

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL.03(5320)4557  
都庁第1本庁舎41F FAX.03(5388)1600



## 新年のびら

新年明けましておめでと  
うございます。

三宅島民の避難解除が2月  
に予定されており、4年半余に  
亘る避難生活にリポートを打ち、  
希望に満ちた明るい年になり  
ますよう希望しております。

保健衛生を取り巻く動向で  
すが、島民の皆様の健康を維持  
するため保健医療体制の確保  
を目的に島しょ保健所が誕生  
したのが30年前でした。その後、  
社会状況は医療、経済、情報等  
の分野で大きく変化し、疾病の  
分野でも結核に代表される感  
染症の時代から糖尿病やがん  
等の生活習慣病へと構造が変  
化して来ております。平均寿命  
が80歳を超え、無病から二病息  
災とも言われ始め、税金を取り  
込んだ介護保険制度も導入さ  
れました。

また、懸案だった島しょ地域  
保健医療プランも策定され、そ  
の中で検討された諸課題を平  
成19年度末迄に向けて解決す  
る努力目標を関係者の協力に  
より立てることができました。

島しょ保健所もこれらの情  
勢の変化を踏まえ、現体制を維  
持し、圏域内の町村と地方分権  
の推進に伴う行政の役割分担  
を明確にしつつ、町村に対して  
は技術的・専門的に支援する体  
制を強化して、島民皆様の保健  
衛生の向上に努めます。

保健所業務の大きな役割に  
健康づくりの推進があります。  
東京都は「東京都健康推進  
プラン21」の中に、島しょ地区の  
「地域保健医療推進プラン」を  
策定しました。健康づくりの目  
的が、単に「長く生きる」として  
から「より高い生活の質を持つ

てより長く生きる」として変  
化してきており、このプランの  
目標を「健康寿命の延伸」と「主  
観的健康観」といふ病気があつ  
ても自分が健康であると感じ  
られること（この向上）に置き、そ  
ののための重要な課題である「が  
ん・糖尿病等の生活習慣病」と  
「寝たがりの予防」に関する対  
策や、「疾病危険因子の減少」  
等の目標を設定しました。この  
健康づくりを推進するための「健  
康づくり運動」を柱と考えてい  
ます。

このため、管内の島民の健康  
度を調査・分析・評価する「健康  
白書」を作成し、各町村とも  
に皆様の健康づくりをさらに  
強化推進していくけるよう努め  
ます。  
島民の皆様には新年を迎え、  
健康づくり運動を通じて「自分

島しょ保健所長

岡崎 卓見



# 食中毒は 夏の暑い季節のもの

# と、思っていないませんか？

油断は禁物です。秋から冬にかけて、もうひとつのピークがあります。その主な原因となつているのがノロウイルスです。

ノロウイルスによる食中毒は1年を通じて発生していますが、特に、秋から冬にかけて多発しています。また、学校や福祉施設などで発生した場合には食中毒の他に人から人への感染(二次感染)も加わり、集団発生につながることもあるので注意が必要です。

ノロウイルスによる食中毒を防ぐためには、まずノロウイルスについてよく知っておくことが大切です。

## ノロウイルスってなに？

このウイルスは直径約30ナノメートル前後の非常に小型のウイルスです。以前は、小型球形ウイルス(Small Round Structured Virus)の頭文字をとってSRSSVと呼ばれていました。

## ノロウイルスの特徴は？

①ノロウイルスは人が大好き！  
ノロウイルスは、人にだけ感染して病気を引き起こします。人以外の生き物や食材の内部では増殖することはありません。しかし、人の便などから排泄されたウイルスが川や海に流れ出し、カキやアサリといった二枚貝の中に取り込まれてしまうことがあります。



②感染力がとても強い！  
数個から100個程度ウイルスを接種するだけで感染し病気になるります。例えば黄色ブドウ球菌やボツリヌス菌の場合は10万個以上の菌を摂取しなければ食中毒になることはありません。このことから、ノロウイルスの感染力のつよさがわかります。

③病状は？  
感染してから1日から2日

白剤で付けおき洗いをしましょう。

③片付けたあとは、よく手をあらい、うがいをしましょう。

## 食品関係事業者の皆様へのお願い

①感染性の胃腸炎の流行するこの時期ノロウイルスの疑いもありますので、食品を扱う場合には、「自分も感染しているかもしれない」という意識を常に持つてください。

②家族内で感染することがあります。ご家族の中に胃腸炎症状を呈しているかたがいる場合は要注意です。

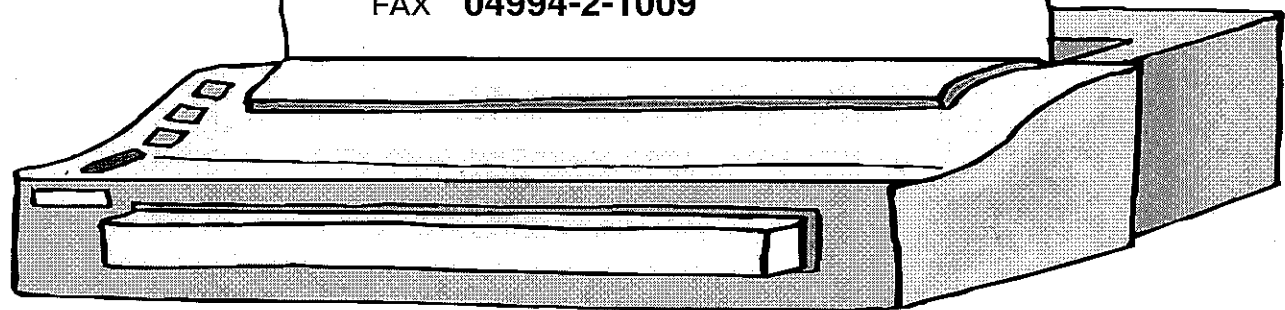
③下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱など風邪に似た症状があった時は、調理行為に携わらないほうがよいでしょう。



## 営業を再開するときは 必ず保健所に連絡してください。

飲食店や、食品販売店、旅館・民宿、理・美容所など、保健所の許可を必要とする営業者は、許可がある、許可が切れているにかかわらず、営業を再開するときには、保健所生活環境係までご連絡ください。

電話 04994-2-0181~2 担当 片岡、矢野  
FAX 04994-2-1009



れた食品を食べた場合に感染します。例えば、都内でも学校給食のパンでノロウイルスによる食中毒が起きています。これは、焼きあがったパンを、素手で箱詰めしていた人がノロウイルスに感染していたことによるものです。

③人から人へ

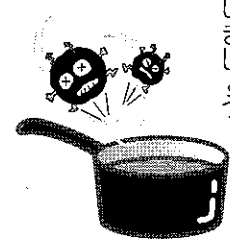
直接感染する場合。  
ノロウイルスに感染した人の活物や嘔吐物から感染することがあります。注意が必要です。

## ノロウイルスの感染ルートは？

①食品から  
ノロウイルスの感染ルートは大きく分けて二つに大別できます。

②二次汚染された食品を食べた場合。  
ノロウイルスに感染した調理従事者の手などを経て、汚染された食品を食べた場合。

③人から人へ  
直接感染する場合。  
ノロウイルスに感染した人の活物や嘔吐物から感染することがあります。注意が必要です。



## どうしたら食中毒をふせげるの？

①ノロウイルスは熱に弱いので加熱調理する食品は中心部まで十分に加熱しましょう。カキなどの二枚貝はなるべく生食を避け、加熱して食べるようにしましょう。

②汚れた衣類は、ビニール手袋、マスクを用いて片付け、それを使用した用具や雑巾などは塩素系漂白剤で消毒しましょう。



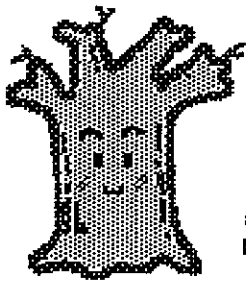
## 人から人への感染を防ぐために

④感染したと思ったら早期に医師の診断を受けてください。



②調理する前やトイレの後には、よく手をあらいましょう。手洗いは、食中毒予防の一番の基本です。

③まな板や包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や塩素系漂白剤で殺菌しましょう。逆性石鹸や消毒用アルコールはノロウイルスには効果がありません。



# 母子保健だより

寒くなってきましたが、いかがお過ごしでしょうか？  
今年度3回目の母子保健だよりをお送りします。



## 都内での今冬のインフルエンザ流行予測

「今冬の都内では、A 香港型が主に流行し、平均的規模となるが、例年より早い時期からの流行が予想される」と発表されました。インフルエンザは、ウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38度以上の高熱）・頭痛・全身の倦怠感・関節痛などが突然現われ、咳・鼻汁などの上気道炎症状が続き、約1週間の経過で軽快するのが典型です。かぜにくらべて全身症状が強いことが特徴です。

インフルエンザにかかった子どもに対して、解熱剤を使用する場合、種類に関する注意が必要になります。かぜとの識別がつかない場合も多いと思いますので、解熱剤の使用にあたっては、医師の指導を受けてから内服してください。予防接種に関するお問い合わせはいつでも受け付けておりますので、気軽にご相談ください。



## 今月は SIDS 対策強化月間です（厚生労働省 健やか親子21より）

SIDS（乳幼児突然死症候群：Sudden Infant Death Syndrome）とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。原因はまだよくわかっていませんが、育児環境のなかに SIDS の発生率を高める因子のあることが明らかになってきました。キャンペーンを行うことにより、年々減少傾向にあります。H14 年において、年間 285 人の赤ちゃんがこの病気でなくなっています。

SIDS をなくすためには、「あおむけ寝で育てよう」「タバコをやめよう」「できるだけ母乳で育てよう」ということがいわれています。しかしこれは直接的な原因ではありません。今月は強化月間なので、日ごろの子育てを再確認していただき、そのあとはおおらかな気持ちで子育てをしていただきたいと思います。

～・～・～ お問い合わせ ～・～・～

三宅村新宿総合事務所 保健福祉課保健係 保健師

連絡先：〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁内

TEL:03-5320-7827（直通） FAX:03-5388-1603



# 離職者支援資金三宅特例貸付について

平成 16 年 12 月 25 日  
三宅島社会福祉協議会

三宅村民に対する生活福祉資金（離職者支援資金）の特例貸付について、据置期間の延長が決まりましたのでお知らせいたします。

① 避難指示解除の日の前日まで申し込めます。申込書は避難指示解除日の前日までに三宅島社協事務局に届いたものを受け付けます。

② 貸付対象となる方は、避難以前に三宅村において働いていた生計の中心者で帰村が可能になったら島に帰り働くことを希望している方です。島外避難指示の発令された日を離職の日とみなし、現在仕事についているかどうかは問われません。なお、生活保護受給中の方は貸付対象とはなりません。

※ 貸付限度額は 240 万円（単身世帯は 120 万円）です。

※ すでに借りられている方は限度額（12ヶ月分）内で差額分の借入れが出来ます。

※ 一括または分割（月々20万円・単身世帯は10万円）で借りられます。但し、分割の場合は避難指示解除の出た日までで終了となります。

③ ご返済につきましては、避難指示解除後12ヶ月以内の据置き（この度、6ヶ月から12ヶ月に延長になりました。現在、すでに借り入れ済みの方も同様です）の後、7年以内で行っていただきます。利子は東京都により補給されるため、無利子です。

④ 連帯保証人は1名となっております。住民税の課税がない方でもなれます。

※ 連帯保証人となった方はこの貸付を利用することは出来ません。

⑤ 申し込み時に、ご用意していただくもの。

1) 借受人本人 ・住民票（世帯全員の分）  
・平成12年度の課税証明  
・現在の収入証明 ※ 仕事についている方。

2) 連帯保証人 ・現在の収入証明 ※ 出来れば、住民税の課税・非課税が分かるもの。

⑥ 面接が必要です。契約までに借受人本人が一度、社協事務所までお越し下さい。

詳しい内容のお問い合わせ、ご相談、お申し込みは下記までご連絡下さい。

三宅島社会福祉協議会 / 電話 03-3235-5730

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10階

# 農協からのお知らせ

組合員の皆様  
島民の皆様 各位

皆様のお越しを  
お待ちしております。

## JA 東京島しょ三宅島支店の業務再開について

三宅島支店は、すでに一部事業（LP ガス供給、工事等）を現地で行っているところではありますが、この度、平成17年1月22日（土）から、下記のとおり事業を再開する運びとなりました。

### 記

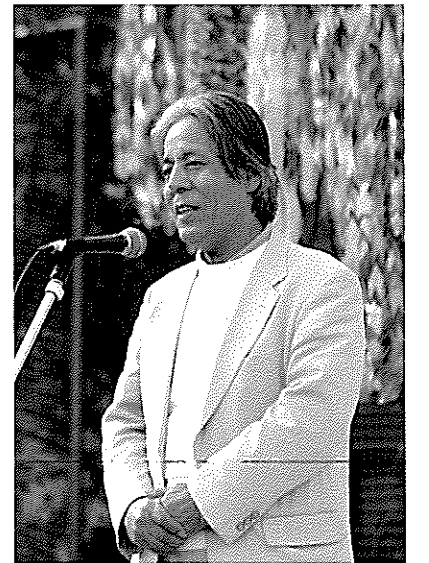
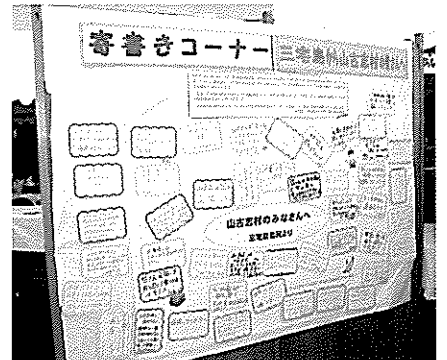
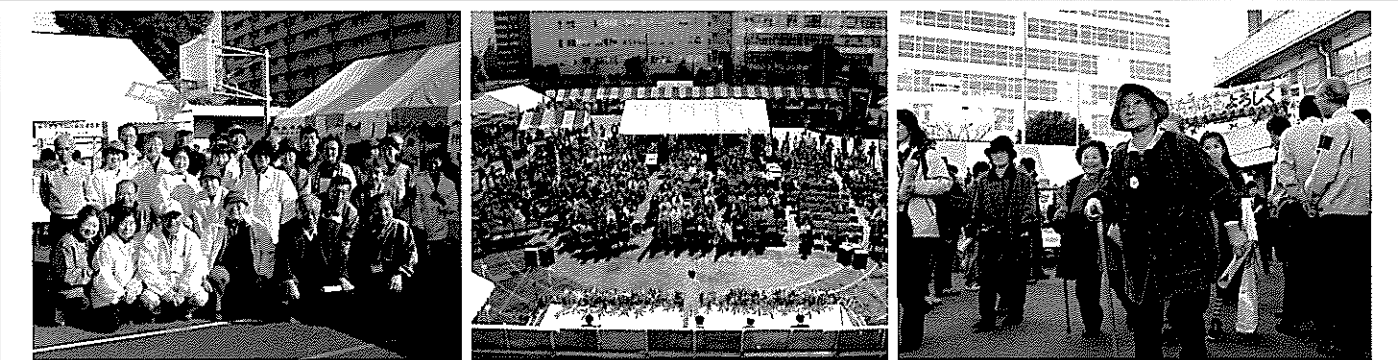
1. 再開店舗 住所 東京都三宅島三宅村神着313-1  
電話 04994-2-0003  
名称 東京島しょ農業協同組合 三宅島支店（旧神着店）
2. 取扱業務 信用事業（窓口による貯金の入金・出金及び振込み）  
ATM（現金自動預払機）については、2月下旬に設置予定  
共済事業全般  
購買事業（野菜などの食料品、日用雑貨、生産資材）  
LPガス事業
3. 営業時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝祭日は全て休業となります）  
ただし、信用事業・共済事業の取扱いにつきましては午後3時まで  
といたしますのでご注意ください。
4. その他 現在設置しています新宿仮事務所（電話03-3320-0323）  
につきましては、平成17年7月末をもちまして閉鎖いたしますので  
ご承知おきください。



JA東京島しょ

# 三宅島 社協だより

第 122 号  
平成17 (2005) 年 1 月 1 日発行  
発行 三宅島社会福祉協議会  
会長 寺本 達  
東京都新宿区神楽河岸1-1  
☎ (03)-3235-5730  
FAX (03)-5229-1651  
http://www.miyakejima.com/syakyō/  
e-mail: mjshakyo@jeans.ocn.ne.jp



## 事務局から

新年明けましておめでとうございます。  
避難指示解除を目前に落着かない新年をお迎えの方もいるのではないのでしょうか。

私達社協職員も二月の帰島に向け懸命に準備を行っております。島民の方々が三宅島での生活を再開するにあたり精一杯のサポートをしていきたいと思っております。帰島が始まる二月は寒さの厳しい季節です。何よりも健康な身体、気持ちが大切となります。身体に気をつけ帰島を迎えましょう。  
(はやかわ)

## 新年明けましておめでとうございます

いよいよ帰島の年を迎え、私達三宅島島民にとって新たな一歩を踏み出す年になりました。

この一年が皆様にとって飛躍の年となる事を心よりお祈り申し上げます。  
お身体に気をつけ心健やかに、充実した一年をお過ごし下さい。

## 社協だより「122号」目次

- 新年のご挨拶……………①
- 帰島に向けて……………②
- 役員改選・会長再任……………②
- 帰島後の事業方針……………③
- 情報連絡員事業終了……………③
- 第9回三宅島島民ふれあい集会……………④
- 新潟中越地震ボランティアに参加……………⑤
- 寄付金のお知らせ……………⑤
- 生活福祉資金貸付制度のご案内……………⑥⑦
- 島民ふれあい集会のアルバム……………⑧

貸付資金内容一覧 (資金の種類ごとに貸付条件・基準があります)

資金種類	貸付限度額	据置期間 返済期間	主な資金の用途	貸付対象世帯		
				低所得	障害者	高齢者
更生資金	生業費 低所得世帯 2,800,000 障害者世帯 4,600,000	1年以内	生業(自営業)を営むのに必要な経費 ・設備、機械、器具、車両等を購入、改修、修理する費用 ・店舗、作業場の補修、改造する費用や貸貸料(敷金等)など ・新規開業時の資材、原材料の購入、商品を仕入れる費用	○	○	
		7年以内				
更生資金	技能習得費 低所得世帯 1,100,000 障害者世帯 1,300,000*	6ヶ月以内	生業(自営業)を営むため、又は就職する為の知識、技能を修得する為に必要な経費。及びその技能習得期間中の生計を維持する為に必要な経費 (*注:左記の限度額は技能習得の期間が6ヶ月以内の場合。期間が6ヶ月~3年の範囲は月額150,000を限度とする)	○	○	
		8年以内				
福祉資金	福祉費 500,000	6ヶ月以内	○結婚 挙式披露の為の経費、家具什器の購入経費 ○出産 分娩入院経費、及び出産に伴って必要になる経費 ○葬祭 葬祭に対し必要な経費 ○転宅 住居の移転に際し必要な経費 賃貸契約の更新に伴う経費 ○給排水、電気設備、冷暖房設備を設けるのに必要な経費 ○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図る為の用具を高齢者又は障害者が購入等するのに必要な経費	○	○	○
		3年以内	○支度費(就職に際し必要な経費) ○年金や健康保険の掛け金の未納分 ○義務教育にかかる費用(制服や修学旅行の費用)			
	障害者等福祉用具購入費 800,000	6ヶ月以内	身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者が高額の機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図る為の用具を購入する為に必要な経費		○	○
	障害者等自動車購入費 2,000,000	6ヶ月以内	身体障害者、知的障害者、精神障害者が通勤や日常生活の通院、通学、社会参加の為に自動車の購入を行うのに必要な経費			
中国残留邦人等国民年金追納資金 4,704,000	6ヶ月以内	中国残留邦人等が国民年金の免除期間について保険料の追納を行う場合に必要経費				
住宅資金 2,500,000	6ヶ月以内	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全する為に必要な経費				○
修学資金	修学費 学校の種類によって異なります。別図を参照下さい。	6ヶ月以内	学校教育法に規定する高校・高等専門学校・短大・大学・専修学校の授業料等に必要経費 *無利子	○		
		14年以内				
療養介護資金	療養費 1,700,000	6ヶ月以内	病気、負傷による治療のため支払いが必要となる経費、及びその療養期間中の生計を維持するための経費 *療養期間が1年を超えない場合に対象 *無利子	○	○	
		5年以内				
療養介護資金	介護費 1,700,000	6ヶ月以内	介護保険対象の介護サービスの利用者負担分経費、償還払いとなる介護サービス費の立替え経費、及びその介護サービス需給期間中の生計を維持するための経費 *介護サービスを受ける期間が1年を超えない場合に対象 *無利子	○	○	
		5年以内				
災害援護資金 1,500,000		1年以内	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費	○		
		7年以内				

修学資金 貸付限度額

単位/円

	高等学校 専修学校 (高等課程)	高等専門学校	短期大学 専修学校 (専門課程)	大 学
修学費(月額)	35,000	60,000	60,000	65,000
就学支度費 (入学時のみ該当)	500,000	500,000	500,000	500,000

\*貸付月額は在学期間中、同額での適用となります。  
\*まだ未払いになっている修学期間のみを貸付の対象とします。  
\*入学する学校の入学日に必要な経費(入学金)を限度額の範囲で貸付いたします。  
\*まだ未払いになっている経費のみを貸付の対象とします。

帰島しなちゃん

三宅島社会福祉協議会 会長 寺本達

避難して五回目のお正月となりました。三宅村は本年二月の避難指示解除を目指し全力を注いでおりますが、住民一人ひとりにとっては厳しい決断の年明けとなりました。昨秋から暮れにかけて矢継ぎ早やにかかった帰島にむけての様々な調査も答え切れなかった方が少なくないと思います。しかしながら「火山ガスとの共生」しか帰島の道はなく、この大方針は動かない様です。身体の不自由な方や障害のある方、小さなお子さんをお持ちの方の中には今も判断に苦しんでいる方もいるでしょう。家業の再建に苦慮されている方も多く、家族の中で帰れる者だけ帰るといふ選択にも辛いものがあります。様々な事情の中でやむなく本来の希望とは違う選択をされた方々もあるでしょう。

避難指示解除は決して災害の終わりではありません。多くの課題が残っています。この間、保健・福祉・医療の分野について帰島後に何かなされるのかは充分に示されて来ませんでした。本会が担う福祉サービスについても、もつと早い段階で皆さんにお示しする必要があるながらも、このように遅れてしまったことを深くお詫び申し上げます。

帰島の条件が「火山ガスとの共生」である中、実際に帰島する住民の皆さんの福祉ニーズの想定に苦慮しましたが、災害前に行っていたサービスを元に活動を再開する予定です。帰島後は相当の高齢化率になることが予想され、各サービスにおいても最大の課題はマンパワーの確保です。

また、避難中に各地で行われてきた様々な住民活動の経験を帰島後も活かしていきたいと考えております。社協で出来ることは限られておりますが、精一杯努力していく所存です。社協は住民の皆さんのものです。どうか社協の活動を支え続けて下さいますようお願い申し上げます。

昨秋以降、事業者の先行帰島が増えるに伴い島内生活の灯りが増え、徐々に生活感が感じられるようになって来たとのこと。島内での生活が落ち着くにはしばらく時間がかかるでしょうが、過度に悲観せず、また楽観せず、出来ることを着実にやっていきたいと考えております。

また本会も一員である三宅島災害・東京ボランティア支援センターでは、三宅村の協力を得て帰島時のボランティア支援を計画しております。避難中に出会った多くの人は帰島になっても三宅島の人達を応援したいと考えてくれています。帰る方、帰らない方、帰れない方がいらつしやると思いますが、新しい年が住民の皆さんにとって良い年になることを切に願っております。

三宅島社会福祉協議会では一〇月二二日の理事会と一〇月三〇日の評議委員会において任期満了に伴う評議員および理事、監事の改選を行いました。今回も噴火災害による全島避難中という状況をふまえ、基本的に行政関係者以外の役員については全員が留任となりました。但し監事・浅岡重太郎氏の退任願を受け、新監事として沖山仙明氏が選出されました。また十一月九日に行われた理事会において寺本会長が再任されました。任期につきましては留任が継続した事、帰島時期が確定している事を考慮し一年間と定め、平成一七年一〇月までとなっております。

- 【理事・監事】
- |    |       |    |       |    |       |     |      |     |       |    |      |
|----|-------|----|-------|----|-------|-----|------|-----|-------|----|------|
| 理事 | 大沼 恒藤 | 理事 | 井口 全子 | 理事 | 山田 民蔵 | 副会長 | 窪寺 昇 | 副会長 | 山本トキハ | 会長 | 寺本 達 |
|----|-------|----|-------|----|-------|-----|------|-----|-------|----|------|

- 【評議員】
- |    |       |    |       |    |      |    |       |    |       |    |       |    |       |    |        |    |      |    |      |    |       |
|----|-------|----|-------|----|------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|--------|----|------|----|------|----|-------|
| 理事 | 石井 敦子 | 理事 | 白石 公章 | 理事 | 彦坂 均 | 理事 | 井澤 龍夫 | 理事 | 荏原 昭子 | 理事 | 山本 照雄 | 理事 | 水原 光夫 | 理事 | 曾我部 宏一 | 監事 | 齋藤 實 | 監事 | 鈴木 護 | 監事 | 沖山 仙明 |
|----|-------|----|-------|----|------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|--------|----|------|----|------|----|-------|
- 田村安太郎・山田 香子 (敬称略)

# 生活福祉資金貸付制度のご案内

「生活福祉資金貸付制度」は、金融機関や公的貸付制度から借入れが困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対してその世帯の生活の安定と経済的自立を図る事を目的として資金の貸付を行っています。

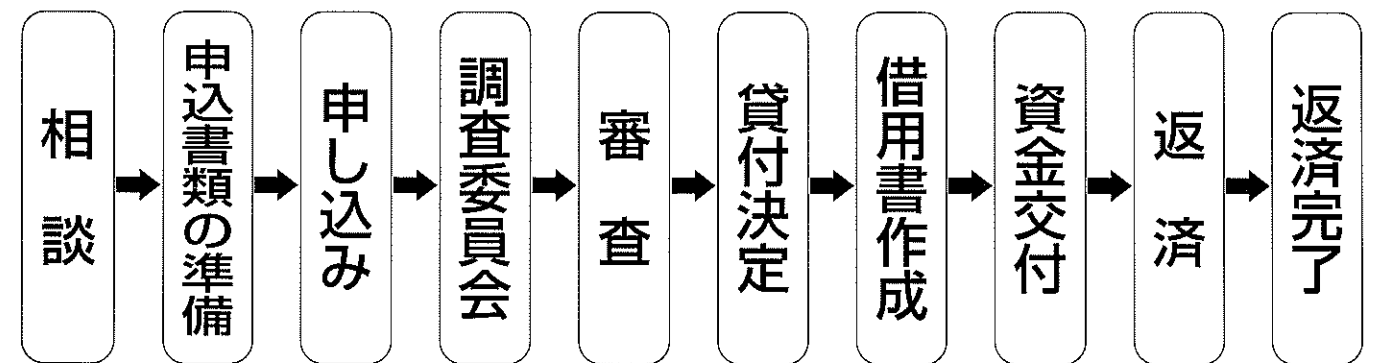
## 【この資金をご利用いただける方。】

- ①低所得世帯 他の資金からの借入れが困難で基準となる収入額を超えない世帯
- ②障害者世帯 「身体障害者手帳」「愛の手帳」、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯
- ③高齢者世帯 日常生活上、療養または介護を必要とする概ね65歳以上の高齢者が属する世帯で基準となる収入額を超えない世帯。

\*①～③に該当する世帯で審査の上、返済の見込みがあると判断された方が対象となります。  
 \*三宅村に住民票がある方が対象となります。他の区市町村に住民票をお持ちの方は居住区の社会福祉協議会にご相談下さい。

## 【概 要】

- ・連帯保証人が必要です。  
 \*生活福祉資金や離職者支援資金の借受人になっている方は、連帯保証人になる事は出来ません。
- ・申込者及び連帯保証人の収入証明書が必要です。また申し込まれた資金貸付により必要な書類があります。
- ・ご返済は措置期間経過の後、月賦（元利均等払い）となります。繰上げ返済も可能です。修学資金・療養介護資金は無利子です。その他の資金は年3パーセントの利子となります。
- ・すでに支払いを終えている経費については、貸付の対象となりません。
- ・返済期間を過ぎても返済が完了していない場合、残元金に対し年利10.75%の延滞利子が発生します。
- ・母子世帯の方および配偶者のいない女性世帯についてはそれぞれ「母子福祉資金貸付制度」「女性福祉資金貸付制度」をご利用下さい。
- ・相談窓口は三宅支庁福祉係 ☎ 03-5320-7855
- ・修学資金については日本学生支援機構（旧日本育英会）の実施する奨学金を優先してご利用下さい。



ご相談・お問い合わせは…  
**三宅島社会福祉協議会**  
 電話/03-3235-5730

## 帰島後の事業方針

帰島後の社協の主なサービスについてお知らせします。

住民の皆さんの様々な福祉に関するご相談の窓口となりながら、三宅村保健福祉課や在宅介護支援センター、三宅支庁福祉係、島しょ保健所、民生委員の皆さんと協力して必要な活動を進めてまいります。

### ◇高齢者サービス

- ・三宅村の委託を受けて訪問認定調査を行うとともに、要介護認定者のケアプランを作成します。
- ・介護保険での訪問介護事業を行います。サービスをご利用になる皆さんのケアプランにそってヘルパーを派遣します。
- ・紙おむつの原価販売を致します。

### ◇障害者サービス

- ・デイサービス事業を行います。帰島後、障害を持つ方やご家族が集まり、

楽しく生産的な活動が行えるよう、利用者の皆さんと一緒に活動内容を作っていきます。

### ◇福祉用具貸与

- ・高齢者や障害をお持ちの方に必要なベッドや車椅子などの介護用品をお貸しします。

### ◇移送サービス

- ・車椅子ごと乗れる車で、通院や港までの移動をお手伝いします。対象者はバスなどのご利用が困難な車椅子利用者などです。

### ◇ボランティア活動

- ・老人会など皆さんの様々な自主的な活動のお手伝いをします。また、高齢者会食会の早期再開を目指します。
- ・ボランティア保険の加入助成を行います。
- ・夏体験ボランティアを行います。
- ・三宅島災害・東京ボランティア支援センターの帰



島時ボランティア支援事業に協力します。帰島期間中は、島内において高齢者や障害のあるご家族のいるご家庭の引越しゃ掃除などのお手伝いをします。

### ◇その他

- ・情報連絡員配置事業は平成一七年一月までとなります。事業終了後も連絡員は三宅島社協のボランティア協力員として皆さんのご相談を社協につなぎます。
- ・所得の少ない人などに生

## 情報連絡員事業の終了について

平成一三年一月より三宅村からの委託事業として続けてまいりました情報連絡員配置事業は、二月の避難指示解除予定を受け平成一七年一月末を持ちまして終了致します。

この事業は噴火災害に伴う避難生活が長期化する中で広域避難を余儀のなくされた一人暮らしの高齢者等に対する様々な行政情報の対応及び声掛けをする為、各避難地域に情報連絡員を配置し、村民と行政との連携を強化する為に行われてまいりました。

活福祉資金の貸付を行います。必要なことは臨機応変に対応しますので、困った時は社協にご連絡下さい。尚、帰島後は阿古中学校に仮事務所を開設する予定です。

◇お知らせ  
 ・帰島後、ヘルパーとして働く意思のある方は社協までご連絡下さい。  
 (03-3235-5730)

**三宅島の子供たちへ**  
 三宅島の子供たちのためにと社協に寄せられた寄付金の中から、一昨年同様小学生や学校に上がる前の子供たちに図書券や玩具券を贈りました。

また今回も一〇年前に阪神大震災で被災された神戸市長田区にある「兵庫教区被災者支援長田センター」より心温まる手作りのクリスマスプレゼントを頂きました。併せて子供たちにお送りしています。



来たらーとの意見が... ありがとうをテーマに...

十一月二十八日(日)、港区立芝浦小学校・芝浦幼稚園にて第九回三宅島島民ふれあい集会が開催されました。当日は伊豆・伊ヶ谷地区の一時帰島と重なりましたが、陽射しも暖かく晴天に恵まれ、島民やボランティアを含め約一五〇〇人の方々が集まりました。その中でこのふれあい集会を支えて下さった企業や団体、個人のボランティアは四〇〇名とこれまでと同様に厚い支援をして下さいました。また福祉車両による個別配車もご好評を頂き、初利用となる五名の方を含め三四組が利用し付添の方を含め六二名が来場されました。今回のふれあい集会には事前に開かれた島民実行委員会で「全島避難してから四年もの長きに渡り私達島民を支え続けてくださったボランティアの皆さんに感謝の気持ちを伝えることが出来ることになりました。」と、二名が来場されました。...

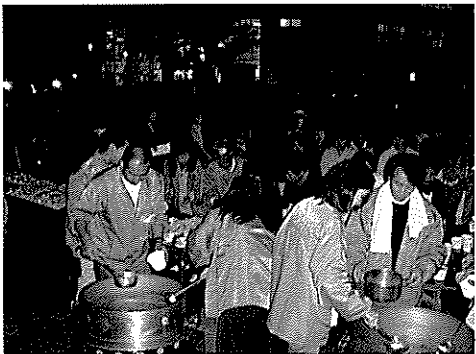
現できないほど感謝していただきます。第二の故郷として三宅島にも是非来て下さい。島民一同、皆様を笑顔で迎えたいとお礼のメッセージを贈りました。また各地域の三宅島会や高齢者支援センターからそれぞれが作ったお礼の品と、げんき農場で作られた「里芋」がボランティアの皆さんに贈られました。ボランティアを代表して受取られた三宅島災害・東京ボランティア支援センターの新井副代表は「今は共に仲間として、隣人として過ごしてきた事を喜びたいと思います。帰島してからも様々な支援をしようと思えます。島でくさやを走らせて下さい。」と三宅島での支援を約束して下さいました。ふれあい集会では何度となく踊られてきたあじさい音頭もボランティアの皆さんに浸透して、最初はステージ前の小さな輪でしたが最後は会場全体で島民もボランティアも関係なく大きな一つの輪ができました。...

太鼓の音にあわせ皆の気持ち一つになり「ありがとう、そしてこれからもよろしく」と伝える事のできた活気あふれる集会となりました。また体育館では三宅村による「相談窓口」が設けられ、住民から帰島に関する相談も行われました。今回の集会では新潟中越地震で被害を受け、三宅島同様に全村避難を余儀なくされている山古志村の皆さんに応援メッセージを贈るコーナーや募金箱も設置され、「故郷が一番大切なもの。お互いに心を強く持つて復興に向け頑張りましょう！」とあせらないで！あきらめないで！そばにいる誰かとたくさん話をして下さい。励ましの言葉が寄せられました。また、島民連絡会の発案でこの四年間に島へ帰ることなく亡くなられた方々に対して会場全体で黙祷を行いました。冥福をお祈りしました。最後に災害直後から島民...



集会の中で三宅村の平野村長は「来年の今頃は島でこのような集会が行えることを願っています。皆さん愛をありがとうございます。」とこれまで受けた皆さんの支援にお礼を述べられました。次回、この集会を三宅島で行えることを期待したいと思います。

新潟中越地震のボランティアに参加して



私は十一月五日から七日の二日間、十月に発生した新潟県中越地震で被災された方々への支援活動に参加してきました。五日午後、バス二台で東京を出発し新潟へ向かいました。参加されたメンバーの方は、三宅島島民ふれあい集会を支えてくれているボランティアの皆さんが多く、総勢五八人もの派遣参加でした。関越道を北上し新潟県に入るに連れ、次第にテレビ報道な...

どで観た所が目に入り始めました。全く電車が通らない新幹線の高架橋や、被害を受けて傾いた家屋、校庭に自動車やビッシリと並べられた学校、行き交う緊急車両等が目に見え、驚かされます。被災された街を通り抜け、目的地に着いた頃にはすっかりと日が落ちていました。明日行う炊出しに必要な食材の仕込みや、様々な準備に取り掛かりその日は終わりました。翌日は参加メンバーが三班に分かれそれぞれが避難所となっている学校等に向かいました。私は小千谷市にある東小千谷中学校に向かう班でしたが、被害を受けた約六〇〇名の方々が避難されていました。布団が敷かれテレビの音が地震の情報伝えていました。私達は日中お汁粉を作り、夕食の時間にはトン汁を作り、避難所の方々に召し上がって頂きました。その夕食の配膳をしている時の事です。赤ちゃんを...

おんぶしたおばあちゃんとお話をしました。そのおばあちゃんには地震が起こった時の様子や今の自宅の様子などを話してくれました。その時余震が起きました。するとおばあちゃんはとても怯えた表情をして私の腕をつかみしゃがむでもなく中腰でもなく、身体をすくまれました。「大丈夫だよ」といって体を支える事しか出来ませんでした。私にとつては少し大きい揺れだなあとしか感じられない余震でも、とても敏感に感じられる心の状態に新潟の皆さんがなっていることに改めて気づいた瞬間でした。きつと最初の地震の時に、強烈な怖さを経験されたに違いありません。私は何と声を掛ければよいのか考えていました。そんな時、私自身が励まされた事や気持ちが暖かくなった事を思い出しました。それは噴火の中、島の中で島の人同志が励ましあったり、気遣いあいな...

の中で沢山戴いた優しさでした。それ以後はできるだけ被災された人の気持ちに寄り添って幾人かの人と話をしました。地震の瞬間の恐怖やこれから先への不安などが一杯な人の中には、涙を流しながら辛い心の状況を話してくれた人もいました。逆に私が三宅島から来たという、大変だったでしょうと声を掛けてくれる人もいました。お互いの辛い状況の中でいつかきつと先が見える時が来ると信じて元気でいようね！と声を掛け合いながら新潟を後にしました。今も新潟県中越地震についての報道を目にする時、その時話した人達の顔が浮かんで、どうしているか心配になります。間もなく新潟は雪の季節を迎えますが、雪解けを過ぎ春を迎える頃にはきつと希望が見えてくると信じたいです。私達三宅島の住民に、ほんの少し先が見えてきた様に。(府中市 坂上幸一郎)

寄付金のお知らせ

平成一六年十月一日〜平成一六年一二月一五日までに次の方々より寄付を頂きました。ご厚志、誠にありがとうございます。

一般

- 石井 朋一様 金五万円。亡母・喜美様のご香料の一部を
北川 進男様 金十万円。亡母・美代様のご香料の一部を
山本 文江様 金十万円。亡夫・梅夫様のご香料の一部を
宮下 恒一様 金五万円。亡母・定子様のご香料の一部を
◎三宅島の社会福祉の為に
大島社会福祉協議会より
金二〇、一八六円
立川市社会福祉協議会
職員一同様
金二一、七二六円。
匿名の方から
金十万円。
匿名の方から
金四七〇、三九〇円。